

「統計調査」のお仕事をご存じですか？

県では、「統計調査員」のお仕事をしてみたい方に、
事前登録をお願いしています！

©岡山県「ももっち」



岡山県には、「統計調査員」のお仕事をしていただける方を、事前に登録し、統計調査員に欠員が生じたときなどに、登録いただいている方にお声掛けさせていただく「岡山県統計調査員登録制度」があります。興味のある方は、ぜひ、登録をお願いします。

仕事の内容

統計調査の担当地域にて、世帯・事業所等を訪問し調査の内容や回答方法の説明、調査票の配布や回収、回収した書類の整理・点検・提出を行います。

従事時間

従事時間は訪問が可能な時間帯が中心です。
毎日ではありません。

身 分

非常勤の公務員となります。兼業も可能です。

調査期間

調査従事期間は、調査によって異なりますが、1調査あたり、2～3ヶ月程度のものから、年間通して従事していただく必要があるものもあります。

報 酬

統計調査の内容、従事日数により異なりますが、一つの調査で月額3～9万円が目安です。

登録要件

- ①責任をもって調査の事務を遂行できる者であること。
- ②秘密の保護に関し信頼のおける者であること。
- ③税務、警察、選挙に直接関係のない者であること。
- ④暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること。

登録申請方法

登録申請は3つのうちいずれかで申請いただけます。

- ①電子申請
- ②電子メール
(統計分析課HPより書類をダウンロードし、データ添付)
- ③郵送
(統計分析課HPより書類をダウンロードし、書類の送付)

※詳しくは、県のホームページで確認いただくか、電話でお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

岡山県庁総合政策局統計分析課

☎ 086-226-7258

平日／8：30～17：15（12：00～13：00は除く）

Mail : toukei-katsuyo@pref.okayama.lg.jp



岡山県総合政策局
統計分析課HP



©岡山県「ももっち」

統計調査とは？ 統計調査員とは？

©岡山県「ももっち」



- ・「統計調査」と「統計調査員」は、統計法に基づくものです。
- ・「統計調査員」は、県や市町村と連携し、「統計調査」の対象となる世帯等を訪問します。
訪問先では、調査内容や回答方法の説明、調査票の配布や回収を行います。
- ・回収された調査票は、国が集計し、その集計データは、私たちの生活に密着した様々な施策に活かされます。
- ・統計調査は、毎年行う「労働力調査」「家計調査」「毎月勤労統計調査」や5年ごとに行う「国勢調査」「経済センサス-活動調査」「住宅・土地統計調査」などがあります。

統計調査員になるためには

まず、登録調査員としてご登録いただきます。
各種統計調査を実施する際、状況に応じて、
登録いただいた方(登録調査員)に仕事を
依頼します。

まずは 申請から！

- ①電子申請（下記QRコード読み取り）
- ②電子メール（課HPより申請書ダウンロードしメール送信）
- ③郵送（課HPより申請書ダウンロードし紙郵送）

詳しくは岡山県HPで確認

※調査内容によって必要な調査員の数や調査区域が、
異なるため、すべての登録調査員に調査をお願いするとは限りません。

※調査依頼の際に、ご都合が合わない場合は、お断り頂いてもかまいません。



電子申請

登録申請から統計調査活動と報酬受取までのながれ



市町村でも統計調査員を募集・事前登録しているところがあります。各市町村のホームページ等をご確認ください。